

【ポスター発表】

「合理的な配慮」と「社会的障壁の除去」

障害者基本法に「合理的配慮」そのものが規定されなかった経緯

○ 弘前大学 中山忠政 (会員番号 003138)

キーワード：障害者基本法 合理的配慮 社会的障壁の除去

1. 研究目的

障害者基本法（2011年7月改正）は、「社会的障壁の除去（中略）の実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」（第4条第2項）と規定する。第30回の障がい者制度改革推進会議（2月14日）において、この規定の中の「合理的な配慮」とされるものが、障害者権利条約に規定される「合理的配慮」にあたるものなのか、疑念が示されていた。また、「定義」の規定に、突如として追加された「社会的障壁」について、その除去と「合理的な配慮」を結びつけた「差別の禁止」の規定に対しても、強い違和感が表明されていた。第4条第2項は、合理的配慮の「考え方」を規定したものと説明されたが、「社会的障壁の除去」と「合理的配慮の提供」を組み合わせた規定は、権利条約をはじめ他に目にするものがないものであった。

なぜ、障害者基本法に「社会的障壁」が必要とされ、合理的配慮の「考え方」を規定するとされる第4条第2項に、「社会的障壁の除去」が規定されるに至ったのだろうか。

2. 研究の視点および方法

第30回の障がい者制度改革推進会議（2011年2月14日）ならびに第3回の差別禁止部会（4月8日）において、「社会的障壁」と「社会的障壁の除去」に関して、どのような説明と議論がなされたのか、検討する。

3. 倫理的配慮

「日本社会福祉学会研究倫理規定」の各則に留意して、検討を行った。

4. 研究結果

第30回の推進会議（2月14日）において、障害者基本法の改正法案が示された。「定義」においては、「障害者」に加えて、「社会的障壁」の定義が追加されていた。「障害者」の定義は、3障害に加えて「その他の心身の機能の障害」が追加されるとともに、「障害があるため」を「障害及び社会的障壁により」に置き換えるものであった。企画官からは、「障害者」の定義について、「第2次意見」において「社会モデルの考え方を踏まえたものとするように」求められており、それを受けたものであるとされた。また、「障害者」の定義に追加された「社会的障壁」については、定義をおく必要があるとされ、「障害のある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」という定義が示され、「障壁となるような（中略）すべてのものが読み込めるような定義にする必要がある」と説明された。

委員からは、示された「障害者」の定義は、「典型的な医学モデル」の定義といえ、「条約における障害の考え方と全く違うもの」であるとの指摘がなされた。これに対して、企画官からは、「障害」の用語を、社会モデルにもとづく「別の概念」に置き換えるとなると、他の法律まで波及するため、「このような形にするのが最も法技術的に適当であろうと判

断した」と釈明された。

その後、第3回の推進本部（3月11日）において、障害者基本法の改正法案が了承された。

第3回の差別禁止部会（4月8日）においては、改正法案のうち、差別禁止に関係するものについて、企画官からの説明がなされた。第2条（定義）の「社会的障壁」については、社会モデルを法案に盛り込むために、「一般用語では環境とか（中略）言われているもの（中略）をどう表現するか」検討し、「新たにこの改正案で盛り込んだ概念」とであると説明された。委員から、「社会的障壁」の定義について、「社会生活を営む上で障壁となるような一切のもの」とされており、「ほとんど同義反復みたいな定義」となっているとされ、「障壁」についての解釈が求められた。企画官からは、「社会モデルを導入するためには、どうしても規定する必要がある概念」であり、「条約ではバリアと書いてある」ものであるとされた。また、「社会的障壁」の内容については、「一切合切のもの」としてあり、障壁（バリア）となりうるものが入り得る「できるだけ広い定義」となっているとする一方で、「（社会的障壁）そのものにこの法律上の効果があるわけではな」ともした。

第4条第2項については、「社会的障壁の除去は、（中略）その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」とされ、合理的配慮の「考え方」を盛り込んだとされた。この規定に、「社会的障壁の除去」が規定された「背景」が尋ねられた。企画官からは、条約の合理的配慮の定義には「何をという目的語が書いていない」とし、基本法の条文として成り立たせるために、その「目的語」として明記したものが「社会的障壁の除去」とであると説明された。「社会的障壁の除去」について、これ以上の質問等はなされなかったが、企画官自身も、この規定に「唐突に出てきて若干わかりにくい」とする他、第1項と第2項をもって差別にあたりと規定していることについて、「社会的障壁という概念を入れていますが」と断った上で、説明を続けるなど、第4条第2項に入れ込まれた「社会的障壁の除去」についての不自然さはぬぐえないものであった。また、「社会的障壁の除去」の具体的な内容については、「こういうものが想定されるとか（中略）提示するほどに（中略）情報の収集なり整理が進んでい」ないとし、「この部会を進めながら、（中略）一緒に考えざるを得ない」ものであるとされた。

5. 考察

「社会的障壁」は、「障害者」の定義に、「社会モデル」を盛り込むために必要とされたと説明された。また、合理的配慮の「考え方」を規定したとされる第4条第2項において、「社会的障壁の除去」は、「必要かつ合理的な配慮がされなければならない」の「目的語」にあたるものとして設けられたとされた。本来、合理的配慮は、障害のある人の『権利』の観点から考えられるべきものであって、直接「社会モデル」から導き出されるものではない。「社会的障壁の除去」を含む、第4条第2項の規定から生じる違和感は、合理的配慮の概念からの「ずれ」によるものといえよう。また、たとえそうでなかったとしても、「社会的障壁」は、「一切合切のもの」を含み、「法律上の効果があるわけではない」とされており、第4条第2項の「目的語」として規定したとしても、その意味するものを限定する効果をもち得ない。どちらかといえば、「特定の場合」（in a particular case）とされる「合理的配慮」の意味を打ち消すような、例えば、「バリアフリー」を含むものであるとさえ理解され得るような印象を与えるものとなったといえる。